高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 24 年４月 26 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

記

１．⑶㉓ロのうち、㈠を次のとおり改める。

㈠　実施する期間

平成24年４月28日から同年10月28日までの間の休日。

１．⑶㉓ニの次に次のとおり加える。

ホ　北海道春ワリチケット

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大３日間に、㈡に定める路線を通行するＥＴＣ車を除く自動車のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定める方法により本割引を適用した通行料金を支払う場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	軽自動車等	普　通　車
料金の合計額	6,400円	8,000円

㈠　実施する期間

平成24年４月27日から同年５月７日まで。

㈡　適用区間

道央自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道。

ヘ　北関・磐越ぐるっとパス

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大２日間又は３日間に、㈡(a)に定めるインターチェンジから㈡(b)に定めるインターチェンジまで往復し、㈡(b)に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「関東発着型」という。）または、㈡(b)に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「５県周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　種	料　金　の　合　計　額			
	関東発着型		５県周遊型	
	２日間利用	３日間利用	２日間利用	３日間利用
軽自動車等	5,500円	6,000円	4,500円	5,000円
普通車	7,000円	7,500円	5,500円	6,000円

㈠　実施する期間

平成24年５月11日から同年７月16日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日並びに平成24年７月17日。

㈡　適用インターチェンジ

(a)　出発及び到着エリア

東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから谷田部インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）のあきる野インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

(b)　周遊エリア

東北自動車道の館林インターチェンジから国見インターチェンジまで、磐越自動車道のいわき三和インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟亀田インターチェンジから荒川胎内インターチェンジまで、関越自動車道の本庄児玉インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから碓氷軽井沢インターチェンジまで、常磐自動車道の桜土浦インターチェンジから常磐富岡インターチェンジまで、北関東自動車道の前橋南インターチェンジから佐野田沼インターチェンジまで及び都賀インターチェンジから水戸南インターチェンジまで、北陸自動車道の新潟西インターチェンジから米山インターチェンジまで、東水戸道路の水戸南インターチェンジからひたちなかインターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）のつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに東関東自動車道の茨城空港北インターチェンジ。

㈢　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

別表３のうち、

「北陸自動車道（新潟中央ジャンクション・朝日間）

	中之島見附
三　条　燕	15.3

」を

「北陸自動車道（新潟中央ジャンクション・朝日間）

		中之島見附
	栄スマート	9.4
三　条　燕	5.9	15.3

」に改める。